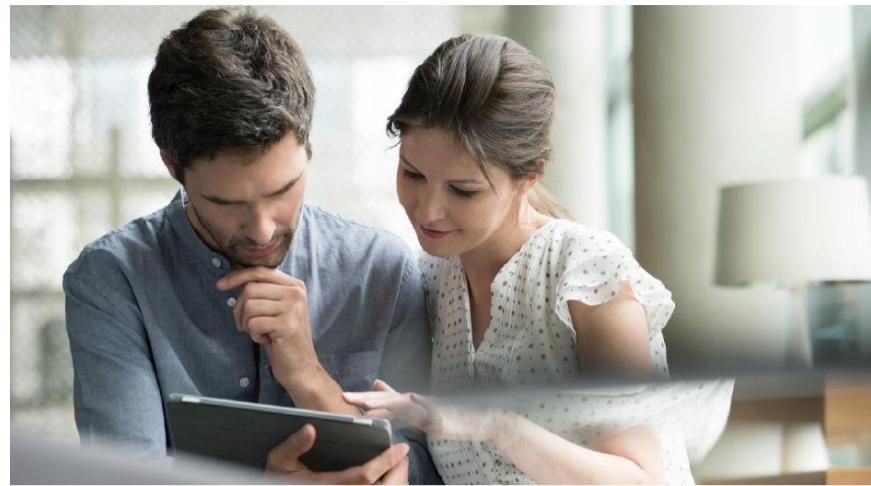


Tax News Flash

#05/2025



複数の納税義務者を受け持つ代理人による源泉徴収税納付に関する歳入局長通達第 457 号を改正

概要

2025 年 7 月 1 日、タイ歳入局は、複数の納税義務者から委任された指定代理人による源泉徴収税の納付に関する歳入局長通達第 457 号 (Director-General Notification 457、以下「DGN457」)を改正する歳入局長通達第 459 号 (Director-General Notification 459、以下「DGN459」)を発行し、同日付で施行しました。

重要な変更点は以下の通りです:

- 代理人を指定する契約には、代理人任命の開始日および終了日、ならびに源泉徴収税申告における権限付与に関する記載の必要がなくなりました。
- 利用されるシステムが、歳入局の電子申告システム(e-filing system)であることが明記され、システムに関する技術的な詳細も明確化されました。
- 領収書またはタックスインボイスに最低限必要な追加情報は以下の通りです。
 - 3.1 指定代理人の氏名または略称
 - 3.2 源泉税率
 - 3.3 源泉徴収額
 - 3.4 指定代理人が源泉税を徴収し、翌月の 15 日までに歳入局の電子申告システムを通じて納付する旨の記載
- 2025 年 7 月 1 日より前に締結された契約は、DGN459 に準拠していると見なされ、引き続き有効となります。
- 通常、印紙税の支払は歳入局の電子申告システムを通じて行うこととなります。ただし、2025 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間に締結された契約については、以下のいずれかの方法で印紙税を支払うことが可能です。
 - 印紙の貼付、または
 - 管轄の歳入局支局に現金納付の申請を行う



出典: https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg459A.pdf

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

Ms. Orawan Fongasira
Mr. Tuttapong Kritiyutanont
Ms. Ornnattha Sabyeroop

日本企業部 (Direct telephone)

魚住 篤志	(0 2844 1157 / Mobile:08 18220338)	atsushi.uozumi@pwc.com
武部 純	(0 2844 1209 / Mobile:08 48747425)	jun.takebe@pwc.com
中雄 俊和	(0 2844 1559 / Mobile:06 25907638)	toshikazu.n.nakao@pwc.com
山鳥 達彦	(0 2844 1276 / Mobile:06 32706830)	tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com
武藤 慎也	(0 2844 1553 / Mobile:06 25907619)	shinya.m.muto@pwc.com
福井 情美	(0 2844 1321)	motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。